

V 旅客予約記録情報報告等のチェック機能等の改善

平成28年1月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 旅客予約記録情報報告等のチェック機能等の改善

区 分	概 要
1. 個別検討事項	旅客予約記録情報報告におけるチェック機能等の改善
2. 現行仕様	<p>「旅客予約記録情報報告（PNR01）」業務は、税関空港または不開港に入港する旅客の旅客予約記録情報を税関及び入国管理局に報告を行うための業務であり、平成27年4月から新規業務として提供している。関連業務は、以下のとおり。</p> <p>「旅客予約記録情報呼出し（PNR）」業務 「旅客予約記録情報照会（IPN）」業務</p>
3. 次期仕様（案）	<p>1. 入力項目等の変更</p> <ul style="list-style-type: none">① 1便あたりに登録可能な旅客（欄部）数を850件に変更する。（第5次NACCS：570件）② NACCSパッケージソフトからPNR01業務を実施する場合、1便で登録可能な旅客情報を50件までとし、複数回に分割して登録を行うよう変更する。 ※ NACCSパッケージソフトの入出力画面に、ページ番号・総ページ数を示す項目を追加する。③入力項目の追加・変更を実施する。④ EDIFACT電文でPNR情報を送信する場合の最大電文長を現行3MBから10MBに拡張する。 ※ 上記見直しに伴い、EDIFACTのマッピングについても変更が発生する。 <p>2. PNR情報登録処理の変更</p> <ul style="list-style-type: none">① EDIFACT電文形式でPNR情報が送信された場合、旅客（欄部）でエラーが発生しても正常終了するように変更する。なお、共通部でエラーが発生した場合及び全ての旅客（欄部）がエラーとなった場合は、異常終了となる。② IPN業務で旅客予約記録情報を照会した場合、旅客情報（欄部）においてエラーとなった情報も参照可能とする。ただし、システム使用可能文字のチェックにおいてエラーとなった項目は、全桁をスペースに変換して出力する。